

# 情報公開制度

行政情報公開制度および個人情報保護制度の利用状況をお知らせします。

## ◎行政情報公開制度

平成25年度の利用状況は、条例に基づく公開請求が30件ありました。

「固定資産税標準地評価額一覧表」など8件の文書は、その全部を公開しました。

「社会福祉法人の現況報告書一式」など17件の文書は、特定の個人に関する箇所などがあり、その部分を除いたものを公開しました。

非公開は2件あり、該当文書が存在しない、もしくは法令の定めにより公開することができないとされている情報のため非公開となりました。

南国市行政情報公開条例で規定する不服申立ては、ありませんでした。

## ◎個人情報保護制度

平成25年度の利用状況は、条例に基づく開示請求が21件ありました。訂正請求、適正処理の申出および苦情・相談は、ありませんでした。

## ●平成25年度行政情報公開条例の公開請求と処理状況

公開請求件数	処理状況	不服申立件数	不服申立に対する処理状況
30件 内 訳 市長部局 26件 市長部局外 4件	公開 8件	-	-
	一部公開 17件	-	-
	非公開 2件	-	-
	却下 1件	-	-
	取下げ 2件	-	-

## ●平成25年度個人情報保護条例の開示請求とその内容

開示請求などの件数	内容別件数	処理状況	不服申立件数
21件 内 訳 市長部局 9件 市長部局外 12件	開示請求 21件	開示 11件	0件
		一部開示 8件	
		非開示 1件	
		却下 1件	
		取下げ 0件	
	訂正請求 0件	-	
適正処理の申出 0件	-		
苦情・相談 0件	-		

※お問い合わせは、総務課総務係（☎880-6551）まで

# 知って得する国民年金

国民年金保険料の納付期限は翌月の末日です  
忘れず納めましょう

## 年金額の改定について(平成26年4月分より)

平成24年の法律改正で、平成25年10月、平成26年および平成27年に段階的に特例水準を解消することにより、年金財政の改善を図るとともに、将来の受給者となる若い世代にも考慮して、世代間の公平を図ることになりました。

このため、平成26年4月分以降の年金額は、平成25年10月分から平成26年3月分までの額から-0.7%の改定が行われます。

今後の年金額改定のスケジュールは、平成27年4月分から-0.5%の改定を予定しています。(物価・賃金が上昇した場合には、引き下げ幅は縮小します)。

### (1)適用時期について

改定後の年金については、平成26年6月13日(4月分、5月分)からの受給となります。

### (2)年金額改定通知書の発送について

改定後の年金額は、年金額改定通知書でお知らせされます。この通知書は、平成26年6月13日の年金受給日に向け、年金振込通知書と一体となったはがきで、6月5日から6日の期間に日本年金機構から、順次、年金受給者に発送する予定です。

## 後納制度のお知らせ

これまで、国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると保険料を納めることができませんでした。平成24年10月から3年間に限り、過去10年以内の納め忘れた保険料を納めることができる、後納制度が始まっています。

過去10年以内の保険料を納めることで、将来の年金額の増額や年金の受給権取得につなげることができるようになります。

※後納制度は事前に申し込みが必要ですが、審査の結果、後納制度による納付を利用できない場合があります。詳しくは国民年金保険料専用ダイヤル(☎0570-011-050)、または南国年金事務所へ相談ください。

※お問い合わせは、  
南国年金事務所 (☎864-1111)  
市民課年金係 (☎880-6555) まで

# 5月31日は「世界禁煙デー」

## 受動喫煙から大切な人を守ろう!



タバコには様々な病気を引き起こす有害物質が含まれています。自分でタバコを吸わなくても、他の人のタバコの煙にさらされ、間接的に煙を吸い込んでしまう受動喫煙で健康が害されることがあります。

★子どもに起こりやすい受動喫煙による健康被害  
気管支炎、肺炎、気管支ぜんそく、中耳炎など  
★妊婦に起こりやすい受動喫煙による健康被害  
早産、低出生体重児(2500g未満)など

### Q:換気扇の下で吸えば大丈夫?

A:料理の時に換気扇を回しても、匂いは残るように、煙の有害物質は残ります。

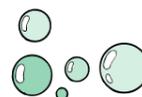
### Q:窓を開けてベランダで吸っているから大丈夫?

A:タバコの有害物質は、髪の毛や洋服について部屋の中に入ってきます。

たばこを吸った後はしばらくの間は、吐き出す息にも有害物質は含まれています。あなたの身近にいる大切な人はもちろん、あなた自身を守るためにも、禁煙を始めてみませんか。禁煙補助薬を使用する禁煙方法が効果的です。市内には禁煙外来のある医療機関が12か所あり、医師が相談にのってくれます。



※お問い合わせは、保健福祉センター(☎863-7373)まで



# 国保だより



## 非自発的失業者の国民健康保険税の軽減について

倒産・解雇などで離職された非自発的失業者の方の国保税が軽減される制度があります。軽減を受けるためには、申請が必要です。

- 対象者/次の全てに該当する方
  - ①雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者と認定された方
  - ②失業時に65歳未満の方
  - ③平成21年3月31日以降に失業された方
- 軽減額/該当者の前年中の給与所得を100分の30とみなして、国保税を計算します。

■軽減期間/離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末まで。

例えば、離職日が平成26年5月31日の場合は、平成26年6月から平成28年3月までが軽減期間となります。

\*軽減は平成22年度以降の国保税が対象となります。

■確認方法/雇用保険受給資格者証の「離職理由」欄の理由コードにより判定します。

■申請に必要なもの  
雇用保険受給資格者証、印鑑

## 国民健康保険税の課税額の上限の改定および低所得者に係る軽減の拡充が行われました

○地方税法施行令の改正により国保税の課税額の上限が改定され、平成26年度の国保税から適用されます。その内容は以下のとおりです。

後期高齢者支援金等課税額の上限 : 一世帯当たり 16万円〔改定前:14万円〕  
介護納付金課税額の上限 : 一世帯当たり 14万円〔改定前:12万円〕

○低所得者の国保税の軽減措置の対象を拡大するため、5割軽減および2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げなどを行いました。その内容は以下のとおりです。

$$5 \text{ 割軽減判定基準額} = \text{基礎控除額 (33万円)} + 24.5 \text{ 万円}$$

$$\times (\text{被保険者数} [\text{改定前: 世帯主を除く被保険者数}] + \text{特定同一世帯所属者数})$$

$$2 \text{ 割軽減判定基準額} = \text{基礎控除額 (33万円)} + 45 \text{ 万円} [\text{改定前: 35万円}]$$

$$\times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数})$$

\*納税通知書は7月中旬に送付する予定です。

※お問い合わせは、市民課国保係(☎880-6555)まで